

公益財団法人奈良県緑化推進協会みどりの少年団活動交付金交付要綱

第1 趣旨

理事長は、みどりの少年団の実施する“みどりを守り、育て、増やす実践活動”の助長を図るため、その活動に要する資材等の購入経費について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内に於いて交付金を交付する。

第2 交付対象経費及び交付金の額

交付対象となる経費及び交付金の額は、次の通りとする。

(1) 交付対象となる経費

- ア 立て看板及び巣箱の作成に要する板、釘等の資材
- イ 双眼鏡、トランシーバー、トランペットスピーカー
- ウ 用土（鹿沼土、赤玉土、腐葉土等）、肥料類、薬剤類
- エ 樹木苗、花の種子、支柱等
- オ 鋤類（備中鋤、平鋤、唐鋤、スコップ、ツルハシ、レーキ、手鋤、移植ゴテ等）
- カ 関連資材（鎌類、鋸、鉋、鋏類、カケヤ、金槌、一輪車、梯子、脚立、ホース類、噴霧器、如露、プランター）
- キ その他理事長が実践活動に必要と認める資材等の購入に要する経費
（団服は特に必要としない、新設団で特に購入する場合は交付の対象とする）

(2) 交付金の額

新たに認定された団は、初年度に限り1団につき80,000円を、2年以降については、1団につき30,000円を限度とする。

第3 交付金の交付申請

交付金の交付を受けようとする団は、緑の募金事業認定申請書（様式-1）に次の関係書類を添えて、当年度の6月末日までに理事長に提出するものとする。

- (1) 活動総括表（様式-2）
- (2) 前年度の活動実績報告書（様式-3）
- (3) 当年度の活動計画書（様式-4）
- (4) 活動資材の購入計画（様式-5）

第4 交付金の交付決定

理事長は、第3の申請書を受理した場合において、緑の募金実施要綱及びこの交付要綱に基づき適当と認めるときは、当該申請者に対し、緑の募金事業認定（交付決定）通知書（様式-6）により通知するものとする。この場合、理事長が交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは条件を付することが出来る。

第5 指示及び検査

理事長は、交付決定を受けた者に対し、必要な指示をし、書類、帳簿等の検査を行うことが出来る。

第6 交付金の交付請求及び実施報告

交付決定を受けた団で、活動資材の購入計画に基づき関係資材を購入したときは、緑の募金事業交付金交付請求書（様式一7）と緑の募金事業実施報告書（様式一8）に領収書の写しを添えて、11月までに理事長に提出するものとする。

第7 交付金の交付

理事長は、第6の交付請求書と実施報告書を受理した場合において、適当と認めるときは、交付金を交付する。

第8 交付金の返還

理事長は、助成金の交付を受けた団が次のいずれかに該当するときは、既に交付した交付金の一部の返還を命ずることが出来る。

- (1) 第4の規程による理事長が付した条件に違反したとき。
- (2) 第5の規程による理事長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒んだとき。
- (3) 偽り、その他不正の手段により交付金を受けたとき。

附則

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

平成9年4月1日	〃	(一部改正)
平成13年4月1日	〃	(一部改正)
平成17年4月1日	〃	(一部改正)
平成21年4月1日	〃	(一部改正)
平成23年4月1日	〃	(一部改正)
平成25年4月1日	〃	(一部改正)